

随意契約理由書

契約件名 中央公民館舞台機構改修工事	主管課 生涯学習推進課
契約の目的 <p>本工事は、建築から35年以上が経過し、舞台に取り付けられた吊り具機構のモーター・ロープ等が耐用年数を迎えたため、入れ替え工事を行うもの。</p>	
随意契約を選択した理由 <p>当該舞台機構は中央公民館専用にオーダーメイド作成しており、舞台全体の使用を維持したまま一部装置を取り替えるため、機構すべてを熟知している必要があるため</p>	
随意契約の相手方 <p>住 所 福岡市中央区天神四丁目1番37号 商 号 三精テクノロジーズ株式会社 九州営業所 氏 名 所長 児玉 秀隆</p>	
上記のものを選定した理由 <p>当該舞台機構の設計・施工・保守を受託しており、舞台機構の製品・トータルバランスを把握しながら機構すべてを熟知し、使用頻度に応じた部品選定やメーカー独自のノウハウが期待できるため</p>	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由 <p>舞台吊り物機構は、様々な設備を一体的に稼働するもので、異なる業者の機構や部品が混載すると、故障や緊急時に責任の所在を明確にすることに時間を要するため</p>	
根拠法令 <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号</p>	

随意契約理由書

契約件名 令和5年度市道舗装維持補修工事(第1回)	主管課 建設課
<p>契約の目的</p> <p>市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。</p> <p>なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和5年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 横山 大悟</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。</p> <p>また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能なため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号</p>	

随意契約理由書

契約件名 令和5年度市道舗装維持補修工事(第2回)	主管課 建設課
<p>契約の目的</p> <p>市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。</p> <p>なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和5年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 横山 大悟</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。</p> <p>また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能なため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号</p>	

随意契約理由書

契約件名 市営鹿部団地床板等改修工事	主管課 管財課
<p>契約の目的</p> <p>市営鹿部団地において、経年劣化により床板の腐食、浴室の防水加工の劣化等が進行しており、床板の踏み抜きによる事故や漏水による建物全体の汚損の恐れがあったことから緊急の改修工事を行うもの。</p> <p>なお、経年により類似の劣化状況が4部屋で確認されたことから一括での工事とした。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>緊急工事のため、緊急対応かつ4部屋まとめての施工が可能であった(有)フジモト営建工業へ依頼。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡県古賀市新原中ノ坪731番4 商 号 有限会社フジモト営建工業 氏 名 代表取締役社長 藤本 芳博</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>入居者の怪我や漏水による建物全体の汚損の恐れがあることから緊急で、かつ、4部屋まとめての対応が可能な業者を確認したところ、(有)フジモト営建工業が対応可能であったため選定した。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第 5 号</p>	

随意契約理由書

契約件名 令和5年度上下水道事業に伴う舗装工事(第1回)	主管課 上下水道課
<p>契約の目的</p> <p>過年度に発生した漏水修理は常温合材にて仮復旧の状態である為、加熱合材にて本復旧を行うものである。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>仮舗装部に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者等の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがある為、早急な工事を行うもの。</p> <p>尚、本契約は九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所と締結している令和5年度上下水道事業に伴う舗装工事単価契約に基づくものである。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 古賀市筵内1024番地1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 横山 大悟</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。</p> <p>また、上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能な為。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号 古賀市公営企業契約規程により準用する古賀市財務規則第113条第1項第1号

随意契約理由書

契約件名 太郎丸・熊鶴線災害復旧工事	主管課 建設課
契約の目的 <p>令和5年6月30日(金)夜間からの豪雨により道路肩崩落が発生し、緊急で工事を行うこととなったため契約を行うもの</p>	
随意契約を選択した理由 <p>① 現在の状態では車両通行が困難となっており、近隣住民の生活に支障をきたしているため ② 緊急車両の通行が困難となっているため ③ 今後の大雨によりさらに崩落が拡大し、付近の住宅まで影響を及ぼす可能性があるため</p>	
随意契約の相手方 <p>住 所 福岡県古賀市中央2丁目2番18号 商 号 美輪興業株式会社 氏 名 代表取締役 三輪 朋之</p>	
上記のものを選定した理由 <p>道路肩崩落直後に県の依頼を受け現場での応急処置を行っており、引き続き復旧工事に着手できる状態であるため</p>	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令 <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号</p>	

随意契約理由書

契約件名 令和5年度市道舗装維持補修工事(第3回)	主管課 建設課
<p>契約の目的</p> <p>市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。</p> <p>なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和5年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 横山 大悟</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。</p> <p>また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能なため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号</p>	

随意契約理由書

契約件名 令和5年度市道舗装維持補修工事(第4回)	主管課 建設課
<p>契約の目的</p> <p>市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。</p> <p>なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和5年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 横山 大悟</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。</p> <p>また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能なため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号</p>	

随意契約理由書

契約件名 古賀水再生センターボイラー設備更新外工事	主管課 上下水道課
<p>契約の目的</p> <p>昨年度のボイラー性能検査にてガス測定機器及びばい煙濃度計の不具合が判明した。また、余剰ガス燃焼No.1,2ガス昇圧プロワの部品が損傷しており、消化槽内汚泥の消化率の低下等が想定されることからボイラー設備の更新工事を行うもの。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>ボイラー設備が特殊製造品であり、製造元である株式会社ヒラカワのみが更新可能なため。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡県福岡市博多区東比恵2丁目7番33号 商 号 株式会社ヒラカワ福岡営業所 氏 名 所長 前田 勝利</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>株式会社ヒラカワが設備の製造者であるため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 古賀市財務規則第113条第1項1号</p>	

随意契約理由書

契約件名 古賀水再生センターケーキ搬出コンベアNo.3駆動装置維持補修工事	主管課 上下水道課
<p>契約の目的</p> <p>古賀水再生センター汚泥処理棟にあるケーキ搬出コンベアNo.3駆動装置故障が発生した。現地調査を実施したところ、モーターパーリーの過負荷が原因であることが判明し、当該施設の故障により全脱水設備が運転不能となっており、脱水汚泥が搬出できず、下水道処理に重大な影響を及ぼすことから補修工事を行うもの。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>ケーキ搬出コンベアが特殊製造品であり、製造元である株式会社神鋼環境ソリューションのみが補修可能なため。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街1番1号 商 号 株式会社神鋼環境ソリューション九州支社 氏 名 支社長 長谷川 收</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>株式会社神鋼環境ソリューション九州支社が設備の製造者であるため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 古賀市財務規則第113条第1項1号</p>	

随意契約理由書

契約件名 古賀水再生センターNo.1-1号送風機制御装置更新工事	主管課 上下水道課
契約の目的	
<p>古賀水再生センターにおいて、令和5年9月にNo.1-1送風機の制御装置にて不具合が発生した。</p> <p>万が一、No.1-1送風機が停止してしまった場合、No.1-2, No.2送風機のみで運転しなければならず、既設設備の負担が過大となり、性能の低下や更なる故障の原因となることから更新工事を行うもの。</p>	
随意契約を選択した理由	
<p>送風機が特殊製造品であり、製造元である株式会社九電工のみが制御装置の更新が可能であったため。</p>	
随意契約の相手方	
<p>住 所 福岡県福岡市南区那の川1丁目23番35号</p> <p>商 号 株式会社九電工</p> <p>氏 名 代表取締役社長執行役員 石橋 和幸</p>	
上記のものを選定した理由	
<p>株式会社九電工のみが送風機の部品更新が可能なため。</p>	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	
<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p> <p>古賀市財務規則第113条第1項1号</p>	

随意契約理由書

契約件名 古賀水再生センターNo.2遠心脱水機供給量変換器更新工事	主管課 上下水道課
<p>契約の目的</p> <p>古賀水再生センターにおいて、No.2遠心脱水機供給量変換器の故障が発生した。薬品等の供給量を把握することが困難となり、運転管理上支障があることから更新工事を行うもの。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>供給量変換器が特殊製造品であり、製造元である株式会社正興電機製作所のみが設置可能なため。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡県福岡市博多区東光2丁目7番25号 商 号 株式会社正興電機製作所 氏 名 代表取締役社長 添田 英俊</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>株式会社正興電機製作所が設備の製造者であるため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 古賀市財務規則第113条第1項1号</p>	

随意契約理由書

契約件名 浜大塚線騒音対策工事	主管課 建設課
契約の目的	
車両通行時に鹿部跨線橋の伸縮装置から発生する騒音を緩和する工事である。	
随意契約を選択した理由	
見積依頼したところ受注者からのみ提出の内諾を得ることができたこと、また、入札に付する期間がなかったことから。	
随意契約の相手方	
住 所 福津市津屋崎4丁目32-16 商 号 シモカワ美術 氏 名 代表者 下川部 政成	
上記のものを選定した理由	
受注者からのみ見積書の提出の内諾を得られたため。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号	

随意契約理由書

契約件名 青柳児童センター空調設備更新工事	主管課 青少年育成課
<p>契約の目的</p> <p>青柳児童センターの空調設備について、施設の改修工事中に施工業者から空調設備が作動しないと連絡があったため、保守点検業務委託業者及びメーカーによる故障箇所の確認を行ったところ、空調設備自体が耐用年数を超過しており、不良箇所である基盤を含め多数の部品類が欠品状態であり、また基盤交換後も他箇所が不良の可能性が高いことが確認されたため、緊急に空調設備全体の更新工事を行うものである。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>当該施設は児童センターと教育支援センターが併設しており、子どもたちが常時利用する施設であること、また季節的に冬を迎える暖房の使用は必須であることから、早急な対応が必要であるため。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡市東区多々良2丁目31番30号 商 号 株式会社 九州空調 氏 名 代表取締役 住本 真理</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>当該空調設備の保守点検業務を受託しており、設備の状況を把握していることから早急な対応が可能である上記業者を選定する。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号</p>	

随意契約理由書

契約件名 浜山1号線道路付帯工事	主管課 建設課
契約の目的 <p>文化財調査を実施するため現場内の土砂を、道路計画高まで下げ残土を搬出する工事である。</p>	
随意契約を選択した理由 <p>本体工事受注者に依頼することで、同一作業ヤード内の仮設道路通行者の第三者災害を防止し安全管理を徹底できること、諸経費を安価にできる見込みがあること、また、文化財調査期間が決まっており早急に対処する必要があったことから競争入札に付することができないため。</p>	
随意契約の相手方 <p>住 所 古賀市久保1341-45 商 号 株式会社金子組 氏 名 代表取締役 金子 順子</p>	
上記のものを選定した理由 <p>同一現場内にて、本体工事を施工中であるため。</p>	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令 <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号</p>	

随意契約理由書

契約件名 市営千鳥団地外壁補修工事	主管課 管財課
<p>契約の目的</p> <p>千鳥団地の外壁が経年劣化により剥離して落下してきており、危険なため、緊急で補修工事を行うもの</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>緊急工事のため、緊急対応が可能であった西電興産株式会社に工事を依頼</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡県古賀市駅東三丁目3番1号 商 号 西電興産株式会社 氏 名 代表取締役社長 高原秀雄</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>外壁が剥離して落下してきており危険なため、緊急で補修工事を行う必要があり、緊急対応できる業者を探したところ、西電興産株式会社が最短で対応可能だったため、上記業者を選定</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第 5号</p>	

随意契約理由書

契約件名 快生館浴場ろ過装置入替工事	主管課 経営戦略課
<p>契約の目的</p> <p>浴場ろ過装置が経年劣化により穴が空き水漏れが発生したため、機器の入替を行うもの。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>浴場等での事故発生につながる危険性があり、複数の入居企業、利用者へ大きな影響があり緊急を要するため。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡市東区香椎照葉1-3-1-901 商 号 森製作所有限会社 氏 名 代表取締役 森隆一</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>既設装置の設置業者であり、現場の形状等を把握しており早急な対応が可能であるため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号</p>	

随意契約理由書

契約件名 花見南2丁目地内雨水管移設工事	主管課 上下水道課
<p>契約の目的</p> <p>民地内に土地を分断するように雨水管が埋設されており、土地の利用を制限するような状況である。今回、土地所有者より家屋の建替えに伴い、移設に関する相談があったことから、今後の雨水管の維持管理の支障とならないよう雨水管の移設を行うものである。</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>施工可能期間が建物解体後から工事着手までの短期間となっており、緊急を要し早急に対応する必要があるため。</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡県古賀市青柳767番地 商 号 株式会社上東商事 氏 名 代表取締役 上田 利治</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>古賀市内で土木工事の登録を有する業者の中で、早急に対応が可能であったため。</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p> <p>施工可能期間内で対応が困難であったため。</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 古賀市財務規則第113条第1項1号</p>	